一般社団法人ウェルビーイング学会 会則

第1章 総則

第1条

本会は一般社団法人ウェルビーイング学会(Society of Wellbeing)と称する。

第2条

本会は事務局を福井県吉田郡永平寺町におく。

第2章 目的および事業

第3条

本会は、ウェルビーイングに関する研究発表、知識の交換を行い、ウェルビーイング研究の 進歩、発展への寄与を目的とする。

第4条

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会計

第5条

本会の経費は、本会会費及び各種補助金をもって当てる。

第6条

収支の予算及び決算は、理事会の承認を得なければならない。

第7条

本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第4章 会員

第8条

本会の会員は、次のとおりとする。

個人対象:学生学会員(学部学生、修士課程学生、博士課程学生)、一般学会員

法人対象: 賛助会員(法人対象)

第9条

入会を希望する者は、所定の入会申込フォームに記入し申し込まなければならない。承認後、 年会費の納入をもって、入会手続きの完了とする。

第10条

賛助会員は、本会の事業を援助するため、所定の法人会費を納入する団体または個人で、入 会希望者は所定の申込用紙に必要事項を記載し事務局に申し込まなければならない。

第5章 会費

第11条

学生学会員・一般学会員・賛助会員は、別に定める年度会費を各年度の初めに納入するものとする。

第6章 資格の喪失

第12条

学生学会員・一般学会員・賛助会員が次の各号の一に該当した場合は、その資格を喪失するものとする。

- 1) 退会したとき
- 2) 理事会の議決によって除名されたとき

第13条

学生学会員・一般学会員・賛助会員が退会する場合には、事前にその旨を本会事務局に届け 出なければならない。

第14条

学生学会員・一般学会員・賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により 除名することができる。

- 1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- 2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第15条

学生学会員・一般学会員・賛助会員は、学術集会に参加することができる。なお、賛助会員は、一口につき5名まで同一法人から参加が可能とする。

第7章 役員

第16条

本会には次の役員をおく。

理事 3名以上

理事のうち、1名を代表理事とし、2名を副代表理事とすることができる。

監事 1名

第17条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

第 18 条

監事は、理事会の互選により選出される。監事は、会務を監査し、理事会に出席して意見を述べることができるが、評決には関わることはできない。

第19条

- 1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3) 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4) この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第8章 会則の変更

第 20 条

会則は理事会および総会の議を経て変更することができる。

付則

1)年会費は次のとおりとし、令和3年11月1日から施行する。

学生学会員:1500円(非課税)/年(学部学生、修士課程学生、博士課程学生)

一般学会員:8000円(非課税)/年

賛助会員(法人対象 非課税): 一口20万円/年(複数口の年会費支払い可)

※上記会員は、追加費なく当該年度の学術集会へ参加が可能。 なお、賛助会員は、一口につき5名まで同一法人から参加が可能。

施行 令和5年2月1日